

社労連第396号  
平成28年6月23日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造  
(公印省略)

**年金事務所の適用・徴収機能の移管・集約及び事務センターの統合・集約について**

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本年金機構経営企画部長より平成28年5月27日付年機構発第1号「年金事務所の適用・徴収機能の移管・集約及び事務センターの統合・集約について」により、別紙のとおり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ（通知・通達情報）」に掲載しておりますことを申し添えます。

(担当：業務部企画課)

年機構発第1号  
平成28年5月27日

全国社会保険労務士会連合会 御中

日本年金機構経営企画部長



年金事務所の適用・徴収機能の移管・集約  
及び事務センターの統合・集約について

日頃より、日本年金機構における業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当機構においては、別紙1のとおり、一部の年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能を移管・集約するとともに、別紙2のとおり、一部の事務センターを統合・集約することとなりましたのでお知らせします。

これを機に職員一同、より一層の事務処理の迅速化と効率化を進めるとともに、お客様サービスの向上に努めていく所存ですので、引き続き、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【照会先】

日本年金機構本部  
経営企画部総合調整グループ  
担当：本夢、山下  
電話番号 03-5344-1100 (内線) 4121

再生プロジェクト推進室業務改革第1グループ  
担当：丸山、前田  
電話番号 03-5344-1100 (内線) 4631

## 年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能の移管・集約

## 1. 対象となる年金事務所

同一行政区域内に設置されている年金事務所の厚生年金保険等の適用・徴収機能を近隣の主要な年金事務所に移管・集約します。

## 【平成28年10月1日】

移管・集約される年金事務所	移管・集約先の年金事務所	移管・集約先の年金事務所所在地
・中野年金事務所 ・杉並年金事務所	新宿年金事務所	東京都新宿区大久保 2-12-1 1, 2, 4 階
・難波年金事務所 ・今里年金事務所 ・城東年金事務所	大手前年金事務所	大阪府大阪市中央区久太郎町 2-1-30 船場ダイヤモンドビル 6～8 階

## 【平成29年2月1日】

移管・集約される年金事務所	移管・集約先の年金事務所	移管・集約先の年金事務所所在地
・名古屋北年金事務所	大曾根年金事務所	愛知県名古屋市東区東大曾根町 28-1
・広島西年金事務所 ・広島南年金事務所	広島東年金事務所	広島県広島市中区基町 1-27

## 2. 移管・集約する業務

- 厚生年金保険等の適用・徴収業務における未加入事業所への加入指導の強化や保険料の確実な確保のために、以下の業務を移管・集約します。

## 【厚生年金保険等の適用業務】

厚生年金保険等の届書等の受付、未加入事業所への加入指導、適用事業所に対する調査 等

## 【厚生年金保険等の徴収業務】

保険料等の納付督促、滞納整理 等

- 厚生年金保険等の適用・徴収に関する届書の窓口受付は、原則として、移管・集約先の年金事務所で行います。
- 集約される年金事務所では、引き続き、年金相談、国民年金の業務を行います。

※上記以外の年金事務所についても、平成29年度以降、段階的に移管・集約を実施する予定です。

## 事務センターの統合・集約

対象となる事務センター

【平成28年10月1日】

統合・集約される 事務センター	統合・集約先の 事務センター	統合・集約先の 事務センター所在地
<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉事務センター</li> <li>・長野事務センター</li> </ul>	埼玉広域事務センター	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル 3, 5, 6 階
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京事務センター</li> <li>・山梨事務センター</li> </ul>	東京広域事務センター	東京都江東区有明 3-6-11 T F Tビル東館 7, 8, 9 階、西館 5 階
<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山事務センター</li> </ul>	大阪広域事務センター	大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル 7~11 階
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島事務センター</li> <li>・山口事務センター</li> </ul>	広島広域事務センター	広島県広島市中区中島町 3-25 ニッセイ平和公園ビル 2, 5, 6, 9, 10 階

【平成29年1月1日】

統合・集約される 事務センター	統合・集約先の 事務センター	統合・集約先の 事務センター所在地
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島事務センター</li> </ul>	仙台広域事務センター	宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル 17~19 階
<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知事務センター</li> <li>・岐阜事務センター</li> <li>・三重事務センター</li> </ul>	名古屋広域事務センター	愛知県名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋 A Tビル 3~5, 11, 12 階
<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川事務センター</li> <li>・徳島事務センター</li> <li>・愛媛事務センター</li> <li>・高知事務センター</li> </ul>	高松広域事務センター	香川県高松市番町 2-16-3 フソウ番町ビル 1~7 階

# 年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能の移管・集約

## 1. 目的

○日本年金機構の基幹業務である適用・徴収業務の強化を図ることを目的として、現在、年金事務所で所掌している業務(フルスペック体制)を見直し、厚生年金保険、健康保険及び船員保険(以下「厚生年金保険等」という。)の適用・徴収機能を近隣の年金事務所に移管・集約します。

## 2. 移管・集約する業務

○厚生年金保険等の適用・徴収業務における未加入事業所への加入指導の強化や保険料の確実な確保のために、以下の業務を移管・集約します。

### 【厚生年金保険等の適用業務】

・厚生年金保険等の届書等の受付、未加入事業所への加入指導、適用事業所に対する調査 等

### 【厚生年金保険等の徴収業務】

・保険料等の納付督促、滞納整理 等

○厚生年金保険等の適用・徴収に関する届書の窓口受付は、原則として、移管・集約先の年金事務所で行います。

○集約される年金事務所では、引き続き、年金相談、国民年金の業務を行います。

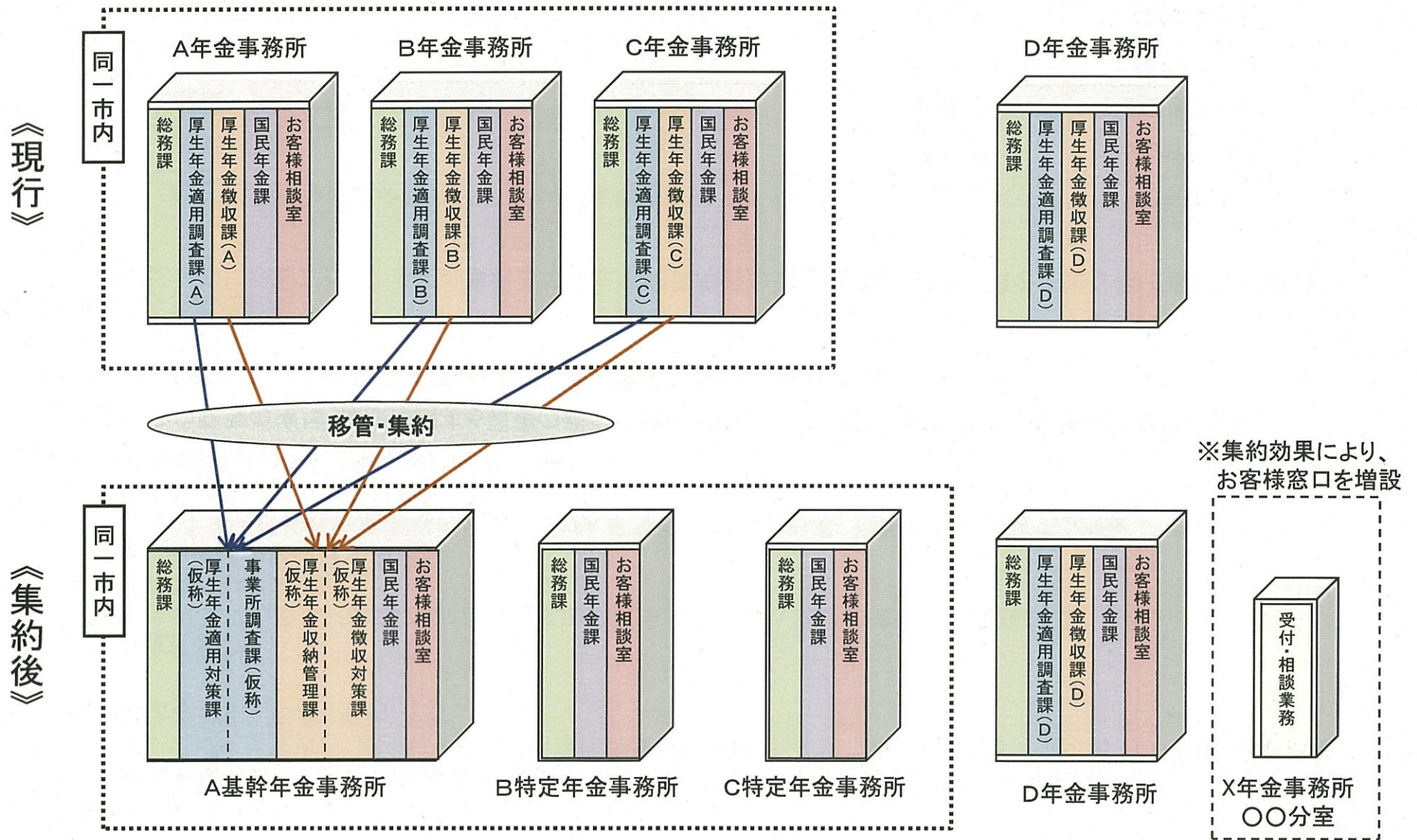
## 3. 対象となる年金事務所

同一行政区域内に設置されている年金事務所の厚生年金保険等の適用・徴収機能を近隣の主要な年金事務所に移管・集約します。

移管・集約される年金事務所	移管・集約先の年金事務所	所在地	実施時期
中野、杉並	新宿	特別区	平成28年10月
難波、今里、城東	大手前	大阪市	平成28年10月
名古屋北	大曾根	名古屋市	平成29年2月
広島西、広島南	広島東	広島市	平成29年2月

※上記以外の年金事務所についても、平成29年度以降、段階的に移管・集約を実施する予定です。

# 年金事務所の適用・徴収機能の移管・集約のイメージ



## 年金事務所の機能集約に関するQ&A

平成28年5月

問1 なぜ年金事務所の機能集約を行うのでしょうか。利便性が低下するのではないのでしょうか。

(答)

- 厚生年金保険等の適用・徴収業務の機能集約は、当機構の基幹業務である適用・徴収業務の強化を図ることを目的として行うものです。
- 集約に当たっては、事業主の皆様やお客様の利便性等も踏まえ、同一行政区域内に複数設置されている年金事務所を対象として実施することとしています。
- なお、移管・集約される年金事務所では、厚年年金保険・健康保険の届書等の処理は行いませんが、できる限り、届書の受付は行うこととしています。
- 事業主の皆様や関係団体の皆様には、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

問2 今後、どの年金事務所を対象として集約が行われるのでしょうか。

(答)

事業主の皆様やお客様の利便性等も踏まえ、同一行政区域内に複数設置されている年金事務所を対象として、段階的に、厚生年金の適用・徴収機能を主要な年金事務所に集約することとしています。今回の実施状況を踏まえて、今後、詳細を検討することとしています。

問3 どのような業務が集約され、移管・集約された年金事務所ではどのような業務を行うのでしょうか。

(答)

移管・集約先の年金事務所に、厚年年金保険、健康保険（日雇特例を含む。）及び船員保険の適用・徴収業務を集約します。

また、移管・集約された年金事務所では、引き続き、年金相談及び国民年金に関する業務を行います。

問4 移管・集約された年金事務所で、厚年年金保険・健康保険の保険料の納付や相談、保険料の納付証明書の発行にに応じてもらえるのでしょうか。

(答)

（移管・集約された年金事務所では対応できかねますので、）厚年年金保険・健康保険の保険料の納付や相談、保険料の納付証明書の発行は、移管・集約先の年金事務所にご相談ください。

問5 今後、年金相談及び国民年金に関する業務を集約する予定はありますか。

(答)

現時点では、年金相談及び国民年金に関する業務を集約する予定はありません。